

山口県報

平成29年
3月31日
(金曜日)

目 次

○公告
平成二十九年山口県予算の要領の公表(財政課) 一
平成二十八年山口県補正予算の要領の公表(財政課) 一六



(九八) 平成二十九年山口県予算の要領の公表
平成二十九年二月山口県議会定例会で議決された平成二十九年山口県予算の要領は、次のとおりです。

平成二十九年三月三十一日

山口県知事 村 岡 隆 政

平成29年度山口県一般会計予算

平成29年度山口県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ680,888,641千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)
第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)
第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項目に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

款	税	歳	入	項	金	額
1	県	1	県	民	175,050,863	
		2	事	業	51,769,734	
		3	地	方	35,350,642	
		4	不	動	50,398,000	
		5	県	た	2,547,714	
		6	グ	ル	1,511,000	
		7	自	動	487,000	
		8	軽	油	1,684,000	
		9	自	動	13,393,725	
		10	敏	区	17,687,048	
		16	狩	猟	9,000	
		17	産	業	14,000	
				廃	199,000	
				棄	45,788,000	
				物	45,788,000	
				税		
2	地方消費税清算金	1	地方消費税清算金		45,788,000	
					45,788,000	
3	地方譲与税	1	地方法人特別譲与税		24,365,000	
		2	地方揮発油譲与税		21,357,000	
		3	石油ガス譲与税		2,836,000	
		5	航空機燃料譲与税		137,000	
					35,000	
4	地方特例交付金				518,000	

地方交付税		交通安全対策特別交付金		分担金及び負担金		使用料及び手数料		国庫支出金		財産収入		寄付金		繰入金		諸収入		県債	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
1	地方特例交付金	518,000																	
1	地方交付税	167,688,000																	
1	交通安全対策特別交付金	455,000																	
1	分担金	3,794,422																	
2	負担金	184,053																	
1	使用料	3,610,369																	
2	手数料	10,031,296																	
1	国庫補助金	7,815,533																	
2	国庫補助金	2,215,763																	
1	国庫補助金	79,444,725																	
2	国庫補助金	35,197,806																	
3	国庫補助金	42,713,050																	
1	財産売却収入	1,533,869																	
2	財産売却収入	2,724,425																	
1	財産運用収入	2,051,633																	
2	財産運用収入	672,792																	
1	寄付金	206,442																	
1	特別会計繰入金	23,412,373																	
2	特別会計繰入金	6,625,464																	
1	基金繰入金	16,786,909																	
2	基金繰入金	62,611,095																	
1	貸付金元利収入	54,353,424																	
2	貸付金元利収入	829,442																	
3	延滞金、加算金及び過料等	305,475																	
4	預金利息	1,525																	
5	利子割精算金収入	9,000																	
6	雑収入	7,112,229																	
1	県債	84,799,000																	
1	県債	84,799,000																	
1	合計	680,888,641																	

平成29年3月31日 日 月 年

議 会 費		農 業 費		農 業 費		農 業 費		農 業 費		農 業 費		農 業 費		農 業 費		農 業 費		農 業 費	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
1	議 会 費	1,463,892																	
2	議 会 費	1,463,892																	
1	議 会 費	28,738,704																	
1	議 会 費	10,639,233																	
2	議 会 費	7,142,657																	
3	議 会 費	6,319,133																	
4	議 会 費	1,452,993																	
5	議 会 費	806,343																	
6	議 会 費	1,648,040																	
7	議 会 費	427,054																	
8	議 会 費	119,051																	
9	議 会 費	184,200																	
1	議 会 費	95,816,667																	
4	議 会 費	77,314,081																	
7	議 会 費	17,329,869																	
8	議 会 費	1,166,796																	
1	議 会 費	5,921																	
1	議 会 費	21,762,778																	
4	議 会 費	6,926,029																	
7	議 会 費	3,297,357																	
8	議 会 費	2,682,929																	
10	議 会 費	7,130,454																	
1	議 会 費	1,726,009																	
1	議 会 費	2,750,488																	
2	議 会 費	845,186																	
3	議 会 費	1,466,133																	
4	議 会 費	331,680																	
1	議 会 費	107,489																	
2	議 会 費	34,434,421																	
3	議 会 費	10,387,089																	
4	議 会 費	694,327																	
1	議 会 費	10,363,515																	
4	議 会 費	6,897,976																	

平成29年3月31日 日 月 年

補償			070/1001に相当する額
26 国立大学法人山口大学医学部の医師養成増枠の入学者に対する貸付金	平成29年度から平成33年度まで	72,000千円	
27 地域医療再生計画に基づいて大学医学部の定員増に係る入学者に対する貸付金	平成29年度から平成34年度まで	108,000千円	
28 高度産業人材確保支援事業に係る受入者に対する助金	平成29年度から平成42年度まで	39,360千円	
29 庁舎等維持管理事業の庁舎を越えること。山口図書館外壁改修事業の一括契約すること。	平成29年度から平成30年度まで	72,259千円	
30 山口図書館外壁改修事業の年度を越えること。	平成29年度から平成30年度まで	102,473千円	
31 岩国健康福祉センター耐震化工事の年度を越えること。	平成29年度から平成30年度まで	163,930千円	
32 宇部健康福祉センター耐震化工事の年度を越えること。	平成29年度から平成31年度まで	296,801千円	
33 委託訓練の実施に係る業務委託の年度を越えること。	平成29年度から平成30年度まで	328,383千円	
34 県営かんがい排水改良事業の年度を越えること。(高千帆地区排水機)	平成29年度から平成30年度まで	220,000千円	
35 下関漁港機能強化事業の年度を越えること。(下関漁港本港地区)	平成29年度から平成31年度まで	2,334,858千円	
36 〃	平成29年度から平成31年度まで	600,000千円	
37 (下関漁港南風泊地区) 下関漁港水産業振興拠点整備事業の年度を越えること。	平成29年度から平成31年度まで	1,496,400千円	
38 岩国土木整備事業の年度を越えること。	平成29年度から平成30年度まで	177,920千円	
39 道路改良事業の年度を越えること。(県道美祢油谷線(砂利ヶ峠トunnel))	平成29年度から平成31年度まで	2,310,000千円	

40 道路改良事業の年度を越える工事について西日本旅客鉄道株式会社と協定すること。(県道小野田山陽線(布山)傍線橋)	平成29年度から平成33年度まで	1,785,000千円
41 防衛施設周辺道路整備事業の一括契約すること。(県道鏡山公園線)	平成29年度から平成30年度まで	100,000千円
42 橋りょう補修事業の一括契約すること。(国道437号大島大橋)	平成29年度から平成30年度まで	451,500千円
43 〃	平成29年度から平成30年度まで	699,825千円
44 (県道徳山下松嶽荒神大橋) 河川情報基盤緊急整備事業の年度を越えること。	平成29年度から平成30年度まで	360,000千円
45 県営住宅建設事業の年度を越えること。(中高層耐火構造) (改修工事)	平成29年度から平成31年度まで	1,722,344千円
46 県立周防大島高等学校寄宿舎建設に係る設計業務を一括契約すること。	平成29年度から平成30年度まで	51,692千円
47 県立周防大島高等学校寄宿舎建設の年度を越えること。	平成29年度から平成31年度まで	1,727,098千円
48 県立西京高等学校寄宿舎建設の一括契約すること。	平成29年度から平成30年度まで	592,612千円
49 県立下関工科高等学校寄宿舎建設の年度を越えること。	平成29年度から平成30年度まで	85,363千円
50 県立田布施総合支援学校校舎建設に係る設計業務を一括契約すること。	平成29年度から平成30年度まで	99,646千円
51 山口県立大学3号館建設事業の年度を越えること。	平成29年度から平成31年度まで	4,872,528千円
52 ター更新事業の年度を越える動産の買入れ	平成29年度から平成31年度まで	1,934,183千円

一括契約すること。 53年度空港維持管理事業の購入を一括契約すること。 (山口宇部空港)	平成29年度から平成30年度まで	260,000千円
--	------------------	-----------

第3表 地方債 (単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎等維持管理事業	473,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内とした上で、特別のものには、条 件による。
防災体制整備拡充事業	10,000		ただし、借入利率の見直しを行う場合は、当該見直し後、利率による。	
防災行政無線整備事業	606,000			
退職手当給付事業(総務)	731,000			
障害者自立支援対策事業	23,000			
県立身体障害者福祉施設整備事業	28,000			
介護保険対策事業	437,000			
社会福祉行政指導事業	764,000			
児童福祉施設整備事業	26,000			
保健所施設整備事業	392,000			
県営かんがい排水改良事業	184,000			
広域営農団地農道整備事業	95,000			
基幹農道整備事業	4,000			
経営体育成基盤整備事業	410,000			
県営中山間地域総合整備事業	108,000			
県営農村振興総合整備事業	3,000			
ふるさと農道緊急整備事業	108,000			
県営老朽ため池整備事業	698,000			
地すべり対策事業(農林)	77,000			

県営海岸保全施設整備事業	42,000
治水防除事業	4,000
国営農地再編整備事業負担金	156,000
広域基幹林道開設事業	129,000
ふるさと林道緊急整備事業	82,000
一般治山事業	792,000
水源地域緊急整備事業	85,000
保安林改良事業	79,000
保全林整備事業	7,000
林地荒廃防止事業	6,000
小規模治山事業	46,000
広域水産物供給基盤整備事業(漁港)	471,000
漁港漁場機能高度化事業	26,000
漁港海岸保全施設整備事業	58,000
地域水産物供給基盤整備事業(漁場)	51,000
水産資源環境整備事業	28,000
農林業施策総合調整事業	183,000
畜産基盤整備事業	285,000
舗装補修事業	183,000
道路災害防除事業	494,000
単独道路舗装事業	461,000
単独道路災害防除事業	321,000
単独路側整備事業	604,000
道路改良事業	2,121,000

過疎地域市町道代行事業	48,000			災害関連緊急砂防事業	38,000
単独道路改良事業	4,173,000			地すべり対策事業費(建設)	310,000
道路直轄事業負担金	3,969,000			災害関連緊急地すべり対策事業	82,000
交通安全施設整備事業(道路管理者分)	1,662,000			急傾斜地崩壊対策事業	790,000
単独交通安全施設整備事業(道路管理者分)	812,000			災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業	128,000
橋りょう補修事業	2,421,000			砂防災害関連事業	110,000
単独橋りょう補修事業	20,000			単独砂防改良事業	179,000
広域河川改修事業	1,214,000			自然災害防止事業(砂防)	364,000
河川情報基盤緊急整備事業	82,000			港湾改修事業	313,000
周防高潮対策事業	302,000			港湾既存施設有効活用促進事業	167,000
河川工作物関連応急対策事業	193,000			港湾環境整備事業	7,000
河川災害関連事業	297,000			港湾直轄事業負担金	2,523,000
単独河川改修事業	1,332,000			単独港湾改修事業	70,000
自然災害防止事業(河川)	64,000			海岸防災事業	602,000
河川直轄事業負担金	168,000			都市計画街路整備事業	518,000
錦川総合開発事業	2,507,000			単独都市計画街路整備事業	680,000
深川川総合開発事業	104,000			都市公園整備事業	161,000
堰堤改良事業	62,000			単独都市公園整備事業	64,000
堰堤修繕事業	95,000			公営住宅建設事業	770,000
高潮対策事業	181,000			過疎地域下水道代行事業	193,000
侵食対策事業	42,000			山口警察署建設事業	945,000
自然災害防止事業(海岸)	21,000			駐在所等改築事業	103,000
土木諸事業	420,000			警察職員住宅管理事業	10,000
通常砂防事業	1,377,000			交通安全施設維持管理事業	29,000

交通事故防止施設総合整備事業	527,000		
退職手当給付事業 (警察)	27,000		
校舎改築事業	1,141,000		
大規模改造事業	262,000		
土地整備事業	235,000		
退職手当給付事業 (教育)	5,273,000		
特別支援学校施設整備事業	1,104,000		
県立大学整備事業	235,000		
土木過年補助災害復旧事業	65,000		
土木過年単独災害復旧事業	44,000		
土木現年補助災害復旧事業	1,094,000		
土木現年単独災害復旧事業	70,000		
補助港湾災害復旧事業	124,000		
県立学校施設災害復旧事業	60,000		
治山施設災害復旧事業	2,000		
県有施設災害復旧事業	100,000		
臨時財政対策債	31,823,000		
計	84,799,000		

平成29年度母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

平成29年度山口県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ184,177千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算		歳 入		(単位 千円)	
款	金	項	金	額	
1 繰 入	金	1 他 会 計 繰 入 金	金	205	
2 繰 越	金	繰 越	金	26,000	
3 諸 収	入	1 貸 付 金 元 利 収 入	入	157,972	
		合 計	計	184,177	
款	出	歳	出	額	
1 母子父子寡婦福祉資金	1 母子父子寡婦福祉資金	合 計	計	184,177	
歳	出	合 計	計	184,177	

平成29年度中小企業近代化資金特別会計予算

平成29年度山口県の中小企業近代化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,241,832千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

第1表 歳入歳出予算		歳 入		(単位 千円)	
款	金	項	金	額	
2 繰 入	金	1 他 会 計 繰 入 金	金	100,029	
3 繰 越	金	繰 越	金	366,053	
		合 計	計	366,053	

4 諸 収 入				4,700,750
1 貸付金元利収入				4,684,750
2 雑 入				16,000
5 県 債	1 県	債		75,000
	合 計			75,000
歳 入	歳	出		5,241,832
款	項	出		
1 中小企業近代化資金	1 中小企業設備近代化資金		金額	5,241,832
	2 中小企業高度化資金			606,489
	合 計			4,635,343
第2表 地 方 債				5,241,832
			(単位 千円)	

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
小規模企業者等設備貸与事業資金	75,000	政府予算貸付方法による。	年8.0%以	国の定める方法による。

平成29年度下関漁港地方卸売市場特別会計予算

平成29年度山口県の下関漁港地方卸売市場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ542,021千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

款	歳	項	入	金額
1 分担金及び負担金	1 負	担	金	29,750
2 使用料及び手数料	1 使	用	料	67,295
4 財 産 収 入	1 財	産 運 用 収 入		143,406
	2 財	産 売 払 収 入		4,489
5 繰 入 金	1 他	会 計 繰 入 金		138,917
6 繰 越 金	1 繰	越	金	253,170
7 諸 収 入	1 延	滞	金	253,170
	3 雑		入	253,170
	合	計		253,170
歳 入	歳	出		542,021
款	項	出		
1 下関漁港地方卸売市場費	2 市	場 管 理 費	金額	542,021
	3 水	産 加 工 団 地 整 備 費		403,104
	合	計		138,917
				542,021

平成29年度林業・木材産業改善資金特別会計予算

平成29年度山口県の林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ122,294千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

(号 外-21)

課	目	科	日	平成29年3月31日
第1表	歳入歳出予算	歳入	(単位 千円)	116,652
				116,652
				5,642
				5,613
				29
				122,294
				122,294
				122,294
				122,294
				122,294
第1表	歳入歳出予算	歳入	(単位 千円)	4,154,720
				4,154,720
				1,029
				1,029
				4,155,750
				4,155,750
				4,154,721
				4,155,750
				4,155,750
				1,029
第1表	歳入歳出予算	歳入	(単位 千円)	4,253,706
				4,253,706
				4,253,706
				4,253,706
				4,253,706
				4,253,706
				4,253,706
				4,253,706
				4,253,706
				4,253,706

平成29年度山口県の当せん金付証券発売事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,155,750千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

項

金額

1 事業収入

2 繰入金

3 繰越金

1 事業収入

2 繰入金

3 繰越金

1 当せん金付証券発売事業費

1 発売諸費

2 繰出金

合計

平成29年度収入証紙特別会計予算

平成29年度山口県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,453,706千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

項

金額

1 証券収入

合計

平成29年度当せん金付証券発売事業特別会計予算

平成29年度山口県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ101,126千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

項

金額

1 沿岸漁業改善資金

合計

平成29年度当せん金付証券発売事業特別会計予算

度を越える事業を一括 | 平成30年度まで
契約すること。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業	306,900	証書借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、見しり利率の見直したて直し後、当該利率による。	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別のものは、条 件による。

平成29年度公債管理特別会計予算

平成29年度山口県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- (歳入歳出予算)
- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ149,542,993千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
- (地方債)
- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

款	項	入	金額
1 繰入	金	105,434,587	
	他会計繰入金	105,434,587	
2 県	歳	44,108,406	
	歳	149,542,993	
合計		149,542,993	
出			
金額			

1 公債費 149,542,993

歳 1 公債費 149,542,993

第2表 地方債 149,542,993 (単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	44,108,406	証書借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、見しり利率の見直したて直し後、当該利率による。	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別のものは、条 件による。

平成29年度港湾整備事業特別会計予算

平成29年度山口県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- (歳入歳出予算)
- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,700,571千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
- (地方債)
- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

款	項	入	金額
1 使用料及び手数料	歳	1,398,854	
	使用料	1,398,854	
2 寄付金	歳	467,613	
	寄付金	467,613	
3 繰越金	歳	1	
	繰越金	1	

4 諸 収 入	1 雑 入	113,103
5 県 債 債 入	1 県 債 債 入	1,721,000
	1 合 計	1,721,000
	歳 入	3,700,571
1 港 湾 整 備 事 業 費	1 港 湾 費	3,700,571
	1 合 計	3,700,571
第2表 地 方 出 債		(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
港 湾 整 備 事 業	1,721,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内
			ただし、借り入れの方式で借入利率の見直し後、当該利率は、直ちに見直しによる。	ただし、特別のものは、条 件による。

平成29年度地方独立行政法人山形県立病院機構特別会計予算

平成29年度山形県の地方独立行政法人山形県立病院機構特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,415,785千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

1 分担金及び負担金	1 負担金	332,856
2 諸 収 入	1 貸付金元利収入	625,929
3 県 債 債 入	1 県 債 債 入	457,000
	1 合 計	1,415,785
第2表 地 方 出 債		(単位 千円)

1 県立病院機構費	1 県立病院機構費	1,415,785
歳 入	1 合 計	1,415,785
第2表 地 方 出 債		(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
県立病院機構貸付金	457,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内
			ただし、借り入れの方式で借入利率の見直し後、当該利率は、直ちに見直しによる。	ただし、特別のものは、条 件による。

平成29年度就農支援資金特別会計予算

平成29年度山形県の就農支援資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ52,570千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(号 外-21)

平成29年3月31日 日 曜 日

第1表 歳入歳出予算	歳	入	(単位 千円)
款	項	金	額
2 繰入	1 他会計繰入金	755	
3 繰越	1 繰越	30,506	
4 諸	1 貸付金元利収入	21,249	
	2 雑	60	
	合 計	52,570	
歳	歳	入	出
1 就農支援資金	1 就農支援資金	52,570	
	合 計	52,570	

平成29年度電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度山口県の電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総販売電力量 157,860,000KWH

(2) 主要な建設事業 (収益的収入及び支出) 平瀬発電所建設事業費 68,000千円

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第1款 電気事業収益	収	入
第1項 営業収益	1,709,928千円	
第2項 附帯事業収益	1,668,056千円	
第3項 財務外収益	27,576千円	
第4項 事業外収益	4,287千円	
第5項 特別利益	10,006千円	
	3千円	
	支	出

第2款 電気事業費用	収	入
第1項 営業費用	1,554,917千円	
第2項 附帯事業費用	1,437,441千円	
第3項 財務費用	19,852千円	
第4項 事業外費用	21,761千円	
第5項 特別損失	72,860千円	
第6項 予備費	3千円	
	3,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額461,853千円は、当年度分損益勘定留保資金277,988千円、減債積立金160,893千円及び当年度資本的収支調整額22,972千円で補てんするものとする。)

第3款 資本的収入	収	入
第3項 資本剰余金	17,578千円	
第4項 固定資産収入	15,050千円	
第5項 雑収入	1千円	
	2,527千円	

第4款 資本的支出

第1項 建設費	479,431千円
第2項 改良費	63,000千円
第3項 投資資金	252,437千円
第4項 償還金	1千円
第6項 補助金返還金	160,893千円
第8項 予備費	100千円
	3,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
平瀬発電所建設事業の年度を越える工事を一括契約すること。	平成29年度から平成33年度まで	605,000千円
菅野発電所改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。	平成29年度から平成32年度まで	156,276千円

生見山発電所改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。	平成29年度から平成30年度まで	90,276千円
-------------------------------	------------------	----------

(号 外-21)

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

電気事業費用のうち、営業費用、附帯事業費用、財務費用及び事業外費用の相互流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

職員給与費 483,394千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、6,000千円と定める。

平成29年度工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度山口県の工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総給水量 579,780,600m³

(2) 主要な建設改良事業 島田川工業用水道建設事業費 1,321,117千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 工業用水道事業収益 6,692,423千円

第1項 営業収益 6,175,134千円

第2項 営業外収益 517,286千円

第5項 特別利益 3千円

支出

第2款 工業用水道事業費用 5,883,289千円

第1項 営業費用 5,517,394千円

第2項 営業外費用 355,892千円
第5項 特別損失 3千円
第6項 子備費 10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,331,836千円は、当年度分損益勘定留保資金258,846千円、過年度分損益勘定留保資金3,773,920千円及び当年度資本的収支調整額299,070千円で補てんするものとする。)

収入

第3款 資本的収入 1,859,430千円

第1項 企業債 1,300,000千円

第4項 資本剰余金 308,993千円

第5項 固定資産収入 1千円

第6項 雑収入 250,436千円

支出

第4款 資本的支出 6,191,266千円

第1項 建設費 1,322,117千円

第2項 改良費 3,326,446千円

第3項 投資資金 1千円

第4項 償還金 1,524,435千円

第6項 補助金返還金 8,267千円

第7項 子備費 10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度	額
島田川工業用水道建設事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (取水施設等工事)	平成29年度から平成30年度まで	150,000千円	
小瀬川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (電気機器工事)	平成29年度から平成30年度まで	127,151千円	
富田夜市川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。	平成29年度から平成30年度まで	180,000千円	

平成29年3月31日 曜日

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
佐波川工業用水道改良事業の年度を越える工事(電気機器工事)	平成29年度から平成30年度まで	388,695千円		
厚狭川工業用水道改良事業の年度を越える工事(電気機器及び計装設備工事)	平成29年度から平成30年度まで	183,559千円		
厚狭川工業用水道改良事業の年度を越える工事(電気機器工事)	平成29年度から平成30年度まで	24,364千円		
厚東川工業用水道改良事業の年度を越える工事(計装設備工事)	平成29年度から平成30年度まで	8,397千円		
木屋川工業用水道改良事業の年度を越える工事(送水管二条化工事)	平成29年度から平成31年度まで	1,500,000千円		

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小瀬川工業用水道改良資金	30,000千円	証書借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし利率 で借り入れ る資金につ いて、利率 の差を当該 見直しにお いて、当該 見直しにお ける利率に する。	30年以内に毎年元金均等又は元金均等年賦又は半均等年賦とする。特別のもの、借入先と協議し定める条件による。
周南工業用水道改良資金	50,000			
厚東川工業用水道改良資金	750,000			
厚狭川工業用水道改良資金	200,000			
木屋川工業用水道改良資金	270,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。
 (予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 工業用水道事業費用のうち、営業費用及び営業外費用の相互流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 738,933千円
 (たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、6,000千円と定める。

(九九) 平成二十八年度山口県補正予算の要綱の公表

平成二十九年二月山口県議会定例会で議決された平成二十八年度山口県補正予算の要綱は、次のとおり。

平成二十七年三月三十一日

山口県長 中 岡 隆 敏

平成28年度山口県一般会計補正予算(第4号)

平成28年度山口県の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ37,330,101千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ684,667,417千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

(繰越明許費)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入	歳入	補正額	補正前の額	計
1 県 税	1 県 民 税	△6,232,580	178,625,862	172,393,282
		△1,366,384	53,028,267	51,661,883

		平成29年3月31日		日		平		成		29		年		3		月		31		日		
3民	生	費	1 社会福祉費	△3,155,373	91,339,816	88,184,443	194,167	9 警	察	費	1 警察管理費	△1,042,602	38,784,602	37,742,000	3民	生	費	1 社会福祉費	△2,600,376	73,567,954	70,967,578	15,974,558
			4 児童福祉費	△568,115	16,542,673	15,974,558	1,174,049				2 警察活動費	△115,321	2,781,533	2,666,212								
			7 生活保護費	12,547	1,161,502	1,174,049	68,258	10教	育	費	1 教育総務費	△4,365,889	148,657,997	144,292,108								
			8 災害救助費	571	67,687	68,258					2 小学校費	△1,091,441	20,917,268	19,825,827								
4衛	生	費	1 公衆衛生費	△1,168,242	23,407,692	22,239,450	7,166,408				3 中学校費	△796,921	43,151,362	42,354,441								
			4 環境衛生費	△344,708	7,511,116	7,166,408					4 高等学校費	△342,688	27,520,020	27,177,332								
			7 保健所費	△913,266	4,679,279	3,766,013					7 特別支援学校費	△552,860	27,600,740	27,047,880								
			8 医薬院費	△73,057	2,233,302	2,160,245					8 社会教育費	△922,477	14,670,096	13,747,619								
			10病院費	170,705	7,193,948	7,364,653					9 保健体育費	△27,241	1,605,404	1,578,163								
5勞	働	費	1 労働院費	△7,916	1,790,047	1,782,131					10 大学費	△119,382	763,571	644,189								
			2 職業能力開発費	△564,878	3,019,990	2,455,112					11 学	△71,786	3,328,533	3,256,747								
			1 労働費	△131,854	969,039	837,185					12 公	△441,093	9,101,003	8,659,910								
			3 失業対策費	△411,453	1,589,382	1,177,929					13 諸	△2,979,999	5,234,164	2,254,165								
			4 労働委員会費	△13,536	343,148	329,612					1 農	△1,019,511	1,282,140	262,629								
			1 農業費	△8,035	118,421	110,386					2 土	△1,819,688	3,792,024	1,972,336								
6農	林	水	2 土木施設災害復旧費	△4,076,654	41,369,338	37,292,684					4 学	△140,800	160,000	19,200								
			1 農業費	△1,422,458	10,680,602	9,258,144					1 公	△772,512	113,054,539	112,282,027								
			2 畜産費	△16,297	1,727,371	1,711,074					2 公	△772,512	113,054,539	112,282,027								
			3 農地費	△1,563,362	13,506,659	6,853,714					3 公	△8,589,210	80,092,000	71,502,790								
			4 林業費	△871,751	7,725,465	7,526,455					4 公	△4,840,000	50,072,000	45,232,000								
			5 水産業費	△202,786	7,729,241	7,526,455																
7商	工	費	1 商業費	△12,413,881	60,292,945	47,879,064																
				△135,754	2,282,419	2,146,665																

2	利子割交付金	△35,000	296,000	261,000
3	配当割交付金	△485,000	1,069,000	584,000
4	株式会社等譲渡所得割交付金	△598,000	950,000	352,000
5	地方消費税交付金	△2,762,000	26,453,000	23,691,000
6	ゴルフ場利用税交付金	△7,000	365,000	358,000
8	自動車取得税交付金	140,000	884,000	1,024,000
9	利子割精算金	△2,210	3,000	790
合 計		△37,330,101	721,997,518	684,667,417

歳 出 補 正 計 算 (単位 千円)

第2表 継続費補正 変更

款	項	事業名	補 正 前		補 正 後			
			総 額	年 度 年 割 額	総 額	年 度 年 割 額		
8 土 木 費	河川海岸3費	錦川総合開発事業費	69,793,000	4	2,205,700	69,793,000	4	2,205,700
			4	2,205,700	5	3,587,500		
			5	3,587,500	6	3,000,000		
			6	3,000,000	7	3,000,000		
			7	3,000,000	8	2,006,279		
			8	2,006,279	9	1,230,000		
			9	1,230,000	10	4,745,021		
			10	4,745,021	11	3,900,000		
			11	3,900,000	12	4,334,137		
			12	4,334,137	13	2,900,000		
			13	2,900,000	14	2,600,988		
			14	2,600,988				

深川川総合開発事業費	21,252,000	7	919,000	21,252,000	7	919,000
		33	742,953		33	462,706
		32	800,000		32	400,000
		31	1,300,000		31	1,000,000
		30	3,000,000		30	2,700,000
		29	4,833,000		29	5,000,000
		28	4,386,753		28	5,500,000
		27	3,967,000		27	3,967,000
		26	1,550,000		26	1,550,000
		25	950,000		25	950,000
		24	555,000		24	555,000
		23	849,571		23	849,571
		22	1,058,098		22	1,058,098
		21	2,400,000		21	2,400,000
		20	2,250,000		20	2,250,000
		19	1,474,000		19	1,474,000
		18	1,377,000		18	1,377,000
		17	1,992,000		17	1,992,000
		16	1,298,000		16	1,298,000
		15	1,500,000		15	1,500,000

4	衛生費	4	児童福祉費	児童福祉施設整備費補助 一般廃棄物処理対策費 水道施設整備管理指導費 自然公園整備事業費 医療施設等設備整備費補助	8,565 30,000 8,204 10,207 311,796	8	土木費	5	水産業費	小規模治山事業費 漁港海岸保全施設整備事業費 漁村つくり総合整備事業費 単独漁港建設改良事業費 民間建築物耐震改修等推進費 単独交通安全施設整備事業費	5,723 102,833 67,854 10,158 1,673
6	農林水産業費	1	農地費	単具農山漁村整備事業費 水田農業経営確立対策費 農林総合技術センター運営費 農業大学校費 県営かんがい排水改良事業費 基地障害防止対策事業費 広域営農団地農道整備事業費 団体営農村振興総合整備事業費 県営中山間地域総合整備事業費 農業集落排水事業費 ふるさと農道緊急整備事業費 団体営農地防災事業費 県営海岸保全施設整備事業費 林産物振興事業費 造林事業費 広域基幹林道開設事業費 普通林道開設事業費 ふるさと林道緊急整備事業費 林地荒廃防止事業費	391,187 420,733 58,303 120,000 125,100 52,539 17,500 16,863 156,698 5,180 23,000 28,440 72,000 128,152 629,425 197,420 8,384 18,670 11,024	2	道路橋りょう費	単独道路舗装費 過疎地域市町道代行事業費 単独道路舗装費 単独道路災害防除費 単独道路側整備事業費 単独道路改良費 道路調査費 単独橋りょう補修費 河川維持管理運営費 河川基本調査費 河川災害復旧等関連緊急事業費 都市基盤河川改修事業費 単独河川改修費 自然災害防止事業費 河川受託事業費 侵食対策事業費 自然災害防止事業費 ダム建設実施調査費	305,869 18,300 41,841 81,123 42,607 103,164 1,846,276 18,171 10,339 91,800 27,800 55,807 10,700 268,802 19,983 95,740 45,624 7,207 39,190		
4	衛生費	4	環境衛生費	児童福祉施設整備費補助 一般廃棄物処理対策費 水道施設整備管理指導費 自然公園整備事業費 医療施設等設備整備費補助	8,565 30,000 8,204 10,207 311,796	8	土木費	1	管 理 費	単独道路舗装費 過疎地域市町道代行事業費 単独道路舗装費 単独道路災害防除費 単独道路側整備事業費 単独道路改良費 道路調査費 単独橋りょう補修費 河川維持管理運営費 河川基本調査費 河川災害復旧等関連緊急事業費 都市基盤河川改修事業費 単独河川改修費 自然災害防止事業費 河川受託事業費 侵食対策事業費 自然災害防止事業費 ダム建設実施調査費	305,869 18,300 41,841 81,123 42,607 103,164 1,846,276 18,171 10,339 91,800 27,800 55,807 10,700 268,802 19,983 95,740 45,624 7,207 39,190

2 変 更

款	項	事	項	補 正 前	補 正 後
2 総務費	2 企画調整費	地域づくり推進費		225,000	246,730
3 民生費	1 社会福祉費	地方改善施設整備費		95,698	185,954
6 農林水産業費	3 農地費	経営体育成基盤整備事業費 県営老朽ため池整備事業費		1,353,050	2,116,377
		地すべり対策事業費		279,000	1,098,922
		湛水防除事業費		349,600	379,666
	4 林業費	造林推進事業費		182,500	293,700
		一般治山事業費		70,668	378,956
	5 水産業費	地域水産物供給基盤整備事業費 広域水産物供給基盤整備事業費 漁港漁場機能高度化事業費		1,304,999	2,423,870
		交通安全施設整備事業費		93,759	489,399
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路災害防除費		367,200	1,541,972
		道路改良費		754,169	1,036,439
		橋りょう補修費		946,189	2,131,464
	3 河川海岸費	広域河川改修費		1,152,417	3,384,145
		河川情報基盤緊急整備事業費		1,312,000	2,331,722
		周防高潮対策事業費		103,000	170,687
		河川工作物関連応急対策事業費		275,000	390,077
		高潮対策事業費		145,000	295,262
		堰堤改良事業費		27,200	133,573
		通常砂防事業費		150,320	298,571
				288,000	1,453,065

堰堤修繕事業費	58,868		
砂防等維持管理運営費	42,800		
災害関連地域防災対策事業費	45,267		
単独砂防改良費	50,837		
自然災害防止事業費	141,760		
港湾環境整備事業費	57,000		
港湾受託事業費	4,049		
都市計画画費	11,783		
単独都市計画街路整備事業費	251,536		
単独都市公園整備事業費	18,266		
下水道受託事業費	25,873		
交通安全対策費	106,644		
校舎改築費	77,593		
大規模改造事業費	401,819		
施設改造費	36,061		
青少年教育振興費	9,730		
私立高校等施設整備補助費	104,493		
社会教育費	9,730		
農林水産施設災害復旧費	10,240		
土木過年補助災害復旧事業費	7,703		
土木過年単独災害復旧事業費	799,983		
土木現年補助災害復旧事業費	43,555		
土木現年単独災害復旧事業費	3,185		
都市施設災害復旧事業費			
合 計	10,325,896		

山 口 県 報 告

第4表 地方債補正
1 追加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
情報化推進事業	272,600	証券借入又は証券発行	年8.0%以内	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内
社会体育振興事業	68,000		ただし、利率については、借入後、直ちに当該利率に引き上げられることとする。	ただし、特別の定めがある条件による。
保安林保育事業	1,000			
交通安全対策事業	51,400			
都市施設災害復旧事業	1,900			
減収補てん債	1,178,000			
計	1,572,900			

10 教育費	7 特別支援学校費	地すべり対策事業費	100,000	310,320
		急傾斜地崩壊対策事業費	154,300	775,906
		港湾改修費	335,021	618,863
		港湾既存施設有効活用促進事業費	14,700	329,043
		単独港湾改修費	25,712	37,045
		海岸防災事業費	118,790	510,244
		都市計画街路整備事業費	431,479	803,202
5 都市計画費	都市公園整備事業費	201,524	202,262	
	過疎地域下水道代行事業費	222,503	332,304	
	公営住宅建設費	100,800	933,047	
6 住宅費	施設整備費	242,476	885,090	
	計	11,550,073	26,683,819	

2 変更

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
防災体制整備拡充事業	367,000	証券借入又は証券発行	179,900	証券借入又は証券発行
防災行政無線整備事業	1,512,000	年8.0%以内	1,164,700	年8.0%以内
退職手当給付事業(総務)	1,275,000	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内	1,151,800	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内
消費者行政総合調整事業	28,000	ただし、利率については、借入後、直ちに当該利率に引き上げられることとする。	800	ただし、利率については、借入後、直ちに当該利率に引き上げられることとする。
障害者自立支援対策事業	114,800		87,600	
介護保険対策事業	68,000		69,200	
社会福祉行政指導事業	336,000		283,800	
地方改善施設整備事業	63,900		64,700	
児童福祉施設整備事業	57,000		58,400	
県営かんがい排水改良事業	194,000		181,400	
広域営農団地農道整備事業	116,000		125,000	
基幹農道整備事業	22,000		26,000	
経営体育成基盤整備事業	894,800		896,700	
県営中山間地域総合整備事業	83,000		96,100	
県営農村振興総合整備事業	3,000		4,300	
ふるさと農道緊急整備事業	110,000		132,600	
県営老朽ため池整備事業	883,000		860,800	
地すべり対策事業(農地林)	296,700		286,600	
県営海岸保全施設整備事業	65,000		51,700	
国営農地再編整備事業	340,300		335,300	
広域基幹林道開設事業	177,000		166,100	

ふろさと林道緊急整備事業		ふろさと林道緊急整備事業		ふろさと林道緊急整備事業		ふろさと林道緊急整備事業		ふろさと林道緊急整備事業	
一般治山事業	796,900	41,200	686,200	2,959,900	748,000	3,558,900	748,200	3,558,900	0
水源地域緊急整備事業	105,000	91,600	91,600	2,320,000	2,320,000	2,536,300	2,536,300	0	0
保安林改良事業	85,000	84,000	84,000	82,000	82,000	82,500	82,500	0	0
保安林整備事業	23,000	22,800	22,800	368,000	368,000	325,500	325,500	0	0
林地荒廃防止事業	46,000	46,300	46,300	143,000	143,000	218,400	218,400	0	0
小規模治山事業	61,000	59,800	59,800	475,000	475,000	178,200	178,200	0	0
広域水産物供給基盤整備事業(漁港)	689,000	653,600	653,600	1,077,000	1,077,000	1,077,800	1,077,800	0	0
漁港漁場機能高度化事業	118,000	111,200	111,200	64,000	64,000	64,600	64,600	0	0
漁港海岸保全施設整備事業	67,200	66,200	66,200	177,200	177,200	208,300	208,300	0	0
広域水産物供給基盤整備事業(漁場)	51,000	49,100	49,100	2,198,000	2,198,000	2,738,900	2,738,900	0	0
水産資源環境整備事業	30,000	25,600	25,600	100,000	100,000	152,900	152,900	0	0
農業大学校施設整備事業	115,000	172,500	172,500	75,600	75,600	107,400	107,400	0	0
農林業施策総合調整事業	109,000	71,400	71,400	94,000	94,000	94,900	94,900	0	0
畜産基盤整備事業	24,000	18,000	18,000	195,000	195,000	206,600	206,600	0	0
管理運営事業	125,000	125,900	125,900	46,000	46,000	42,300	42,300	0	0
舗装補修事業	180,000	165,900	165,900	22,000	22,000	22,500	22,500	0	0
道路災害防除事業	915,100	1,014,400	1,014,400	1,695,200	1,695,200	1,650,200	1,650,200	0	0
単独道路災害防除事業	283,000	283,300	283,300	38,000	38,000	0	0	0	0
道路改良事業	2,708,900	2,455,300	2,455,300	324,000	324,000	334,100	334,100	0	0
過疎地域市町道代行事業	54,000	51,400	51,400	82,000	82,000	0	0	0	0
単独道路改良事業	3,762,000	3,762,200	3,762,200	877,500	877,500	801,000	801,000	0	0
道路直轄事業負担金(道路管理者分)	4,610,000	4,760,900	4,760,900	128,000	128,000	0	0	0	0
交通安全施設整備事業(道路管理者分)	2,146,000	1,708,800	1,708,800	110,000	110,000	0	0	0	0
単独交通安全施設整備事業(道路管理者分)	748,000	748,000	748,000	110,000	110,000	0	0	0	0
橋りょう補修事業	2,959,900	2,959,900	2,959,900	3,558,900	3,558,900	3,558,900	3,558,900	0	0
広域河川改修事業	2,320,000	2,320,000	2,320,000	2,536,300	2,536,300	2,536,300	2,536,300	0	0
河川災害復旧等関連緊急事業	82,000	82,000	82,000	82,500	82,500	82,500	82,500	0	0
周防高潮対策事業	368,000	368,000	368,000	325,500	325,500	325,500	325,500	0	0
河川工作物関連応急対策事業	143,000	143,000	143,000	218,400	218,400	218,400	218,400	0	0
河川災害関連事業	475,000	475,000	475,000	178,200	178,200	178,200	178,200	0	0
単独河川改修事業	1,077,000	1,077,000	1,077,000	1,077,800	1,077,800	1,077,800	1,077,800	0	0
自然災害防止事業(河川)	64,000	64,000	64,000	64,600	64,600	64,600	64,600	0	0
河川直轄事業負担金	177,200	177,200	177,200	208,300	208,300	208,300	208,300	0	0
銅川総合開発事業	2,198,000	2,198,000	2,198,000	2,738,900	2,738,900	2,738,900	2,738,900	0	0
深川川総合開発事業	100,000	100,000	100,000	152,900	152,900	152,900	152,900	0	0
堰堤改良事業	75,600	75,600	75,600	107,400	107,400	107,400	107,400	0	0
堰堤修繕事業	94,000	94,000	94,000	94,900	94,900	94,900	94,900	0	0
高潮対策事業	195,000	195,000	195,000	206,600	206,600	206,600	206,600	0	0
侵食対策事業	46,000	46,000	46,000	42,300	42,300	42,300	42,300	0	0
自然災害防止事業(海岸)	22,000	22,000	22,000	22,500	22,500	22,500	22,500	0	0
通常砂防事業	1,695,200	1,695,200	1,695,200	1,650,200	1,650,200	1,650,200	1,650,200	0	0
災害関連緊急砂防事業	38,000	38,000	38,000	0	0	0	0	0	0
地すべり対策事業(建設)	324,000	324,000	324,000	334,100	334,100	334,100	334,100	0	0
災害関連緊急地すべり対策事業	82,000	82,000	82,000	0	0	0	0	0	0
急傾斜地崩壊対策事業	877,500	877,500	877,500	801,000	801,000	801,000	801,000	0	0
災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業	128,000	128,000	128,000	0	0	0	0	0	0
砂防災害関連事業	110,000	110,000	110,000	0	0	0	0	0	0

平成29年3月31日 金曜日

山口県報

(号外-21)

山 口 県 報

単独砂防改良事業	46,000	45,600							
自然災害防止事業 (砂防)	362,000	388,900							
港湾改修事業	557,000	540,200							
港湾既存施設有効活用促進事業	264,600	276,300							
港湾環境整備事業	31,400	27,200							
港湾直轄事業負担金	2,696,400	2,521,600							
単独港湾改修事業	86,000	87,700							
海岸防災事業	816,000	705,500							
都市計画街路整備事業	844,200	673,200							
単独都市計画街路整備事業	672,000	672,300							
都市公園整備事業	230,000	211,000							
単独都市公園整備事業	109,500	49,200							
公営住宅建設事業	1,140,300	1,128,200							
過疎地域下水道代行事業	258,000	196,300							
山口警察署建設事業	286,000	74,000							
駐在所等改築事業	61,000	48,000							
警察職員住宅管理事業	72,000	49,000							
交通事故防止施設総合整備事業	584,000	489,000							
退職手当給付事業 (警察)	294,000	258,300							
校舎改築事業	525,000	394,300							
大規模改築事業	667,000	649,100							
施設改築事業	29,000	26,600							
土地整備事業	29,000	18,100							
博物館運営事業	46,000	22,800							

教職員住宅管理事業	19,000	10,000							
退職手当給付事業 (教育)	5,658,000	5,032,800							
特別支援学校施設整備事業	1,427,000	1,061,700							
県立大学整備事業	2,224,000	2,128,000							
土木過年補助災害復旧事業	65,000	31,900							
土木過年単独災害復旧事業	24,000	22,800							
土木現年補助災害復旧事業	1,094,000	547,700							
土木現年単独災害復旧事業	70,000	69,400							
補助港湾災害復旧事業	124,000	0							
県立学校施設災害復旧事業	60,000	12,900							
治山施設災害復旧事業	2,000	0							
県有施設災害復旧事業	100,000	0							
臨時財政対策債	31,797,000	31,137,600							
計	91,921,400	87,527,800							

平成28年度中小企業近代化資金特別会計補正予算 (第1号)

平成28年度山口県の中小企業近代化資金特別会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ147,927千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ851,319千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入 歳 入 項 補 正 額 補正前の額 計

(号 外-21)

2繰入金		△23,542	98,519	74,977
3繰越金	1他会計繰入金	△23,542	98,519	74,977
4諸収入	1繰越金	146,943	390,877	537,820
	1貸付金元利収入	△266,328	434,850	537,820
	2雑収入	△250,676	407,850	168,522
5県債	1県債	△15,652	27,000	157,174
	2雑債	△5,000	75,000	11,348
歳入出	合計	△5,000	75,000	70,000
歳入出	合計	△147,927	999,246	70,000
1中小企業近代化資金	項	補正額	補正前の額	計
	1中小企業設備近代化資金	△147,927	999,246	851,319
	2中小企業高度化資金	102,379	629,472	731,851
歳出	合計	△250,306	369,774	119,468
第2表 地方債補正		△147,927	999,246	851,319
変				(単位 千円)

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	起債の方法 利率 償還の方法	限度額	起債の方法 利率 償還の方法
小規模企業者等設備貸与事業資金	75,000	政府予算交付による方法に 8.0%以内	70,000	政府予算交付による方法に 8.0%以内

平成28年度下関漁港地方卸売市場特別会計補正予算(第2号)

平成28年度山口県の下関漁港地方卸売市場特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ141,683千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ399,384千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正								
歳入	項	補正額	補正前の額	計				
2使用料及び手数料	1使用料	158	75,530	75,688				
4財産収入	1財産運用収入	△138,871	143,325	4,454				
	2財産売却収入	46	4,408	4,454				
5繰入金	1他会計繰入金	△138,917	138,917	0				
	1繰越金	△7,148	244,012	236,864				
6繰越金	1繰越金	△7,148	244,012	236,864				
7諸収入	1延滞金	5,237	1	5,238				
	3雑収入	△1,058	48,448	47,390				
歳入	合計	△141,683	541,067	399,384				
歳出	合計	△141,683	541,067	399,384				

平成28年度林業・木材産業改善資金特別会計補正予算(第1号)

平成28年度山口県の林業・木材産業改善資金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ116,149千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,279千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出

1下関漁港地方卸売市場費	2市場管理費	△2,766	402,150	399,384
	3水産加工団地整備費	△138,917	138,917	0
歳出	合計	△141,683	541,067	399,384

予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入	款	項	補 正 額	補正前の額	計
歳 入	歳 入				
3繰 越 金	1繰 越 金		△114,107	126,546	12,439
4諸 収 入	1貸付金元利収 入		△2,042	5,882	3,840
	2雑 入		△2,077	5,834	3,757
	合 計		35	48	83
歳 入	合 計		△116,149	132,428	16,279
歳 出	合 計				
1林業・木材産業 改善資金	1林業・木材産 業改善資金		△116,149	132,428	16,279
歳 出	合 計		△116,149	132,428	16,279

平成28年度沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)

平成28年度山口県の沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ100,132千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,038千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入	款	項	補 正 額	補正前の額	計
2繰 越 金	1他会計繰入金		△1,102	1,170	68
3繰 越 金	1繰 越 金		△86,895	86,895	0
4諸 収 入	1繰 越 金		△86,895	86,895	0
	合 計		△12,135	13,105	970

1貸付金元利収 入 △12,135 13,105 970

歳 入 合 計 △100,132 101,170 1,038

1沿岸漁業改善資 金 補 正 額 補正前の額 計

歳 入 合 計 △100,132 101,170 1,038

1沿岸漁業改善 資金 補 正 額 補正前の額 計

歳 出 合 計 △100,132 101,170 1,038

平成28年度当せん金付証券発売事業特別会計補正予算(第1号)

平成28年度山口県の当せん金付証券発売事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ604,572千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,208,918千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入	款	項	補 正 額	補正前の額	計
1事 業 収 入	1事 業 収 入		△849,572	4,812,444	3,962,872
3繰 越 金	1繰 越 金		△849,572	4,812,444	3,962,872
歳 入	合 計		245,000	1	245,001
歳 出	合 計		△604,572	4,813,490	4,208,918
1当せん金付証券 発売事業費	2繰 越 金		△604,572	4,813,490	4,208,918
歳 出	合 計		△604,572	4,813,490	4,208,918

平成28年度収入証紙特別会計補正予算(第1号)

平成28年度山口県の収入証紙特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによ

る。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ508,375千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,884,169千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入 款	項	補 正 額	補正前の額	計
1 証 紙 収 入	証 紙 収 入	151,510	4,375,793	4,527,303
	1 証 紙 収 入	151,510	4,375,793	4,527,303
2 繰 越 金	繰 越 金	356,865	1	356,866
	1 繰 越 金	356,865	1	356,866
	合 計	508,375	4,375,794	4,884,169

平成28年度山口県の流域下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ314,260千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,528,367千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入 款	項	補 正 額	補正前の額	計
1 分担金及び負担金	負 担 金	△63,539	911,825	848,286
	1 負 担 金	△63,539	911,825	848,286
2 国庫支出金	国庫補助金	△192,300	402,800	210,500
	2 国庫補助金	△192,300	402,800	210,500
3 繰 入 金	他会計繰入金	△24,530	181,890	157,360
	1 他会計繰入金	△24,530	181,890	157,360
4 諸 収 入	雑 収 入	1,088	712	1,800
	2 雑 収 入	1,088	712	1,800
	合 計	△180,289	1,528,367	1,348,078

平成28年度山口県の土地取得事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ290,711千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ548,799千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入 款	項	補 正 額	補正前の額	計
1 財 産 収 入	財 産 運 用 収 入	249,873	258,087	507,960
	1 財産運用収入	249,873	258,087	507,960
	2 財産売却収入	250,901	255,692	506,593
	合 計	499,774	513,779	1,013,553

山口県

起債の目的	補正		補正		後
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法	
5 県 債	1 県	△35,000	345,400	310,400	
8 使用料及び手数料		21	0	21	
歳 入	1 使用料	△314,260	1,842,627	1,528,367	
歳 出	補正額	△314,260	1,842,627	1,528,367	
1 流域下水道事業費	1 流域下水道費	△314,260	1,842,627	1,528,367	
2 表 地方債補正	合計	△314,260	1,842,627	1,528,367	
変 更					(単位 千円)

起債の目的	補正		補正		後
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法	
流域下水道事業	345,400	証書借付又は債券発行	310,400	証書借付又は債券発行	
		年8.0%以内の利率で、償還方法は元金均等返済方式とする。借入資金は、当該年度において見直し利率による。		年8.0%以内の利率で、償還方法は元金均等返済方式とする。借入資金は、当該年度において見直し利率による。	

平成28年度公債管理特別会計補正予算(第1号)

平成28年度山口県の公債管理特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ732,744千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54,825,158千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出

予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。(単位 千円)

第1表 歳入歳出予算補正	款	入	出	合計	補正額	補正前の額	計
1 歳 入	款	金	金	金			
1 歳 入	1 他会計繰入金	△732,744	112,770,102	112,037,358			
1 歳 入	合計	△732,744	155,557,902	154,825,158			
1 公 債	款	費	費	費			
1 公 債	1 公 債	△732,744	155,557,902	154,825,158			
1 公 債	合計	△732,744	155,557,902	154,825,158			
1 公 債	補正額	△732,744	155,557,902	154,825,158			
1 公 債	補正前の額	△732,744	155,557,902	154,825,158			
1 公 債	計	△732,744	155,557,902	154,825,158			

平成28年度港湾整備事業特別会計補正予算(第3号)

平成28年度山口県の港湾整備事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ201,516千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,322,952千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

款	入	出	合計	補正額	補正前の額	計
1 使用料及び手数料				△338,298	1,397,374	1,059,076
2 寄 付 金	1 使 用 料	△338,298	1,397,374	1,397,374	1,059,076	
2 寄 付 金	1 寄 付 金	171,012	521,045	692,057		
2 寄 付 金	合計	171,012	692,057	692,057		
3 繰 越 金	516,145	1	516,146			

平成28年度地方独立行政法人山形県立病院機構特別会計補正予算（第1号）

平成28年度山形県の地方独立行政法人山形県立病院機構特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ13,455千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,774,286千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（単位 千円）

款	項	補正額	補正前の額	計
1	分担金及び負担金	△5,406	350,869	345,463
2	諸収入	△2,049	881,572	879,523
3	県債	△6,000	555,300	549,300
	入出	△13,455	1,787,741	1,774,286
	款	補正額	補正前の額	計
	1 県立病院機構費	△13,455	1,787,741	1,774,286

第2表 地方債補正 (単位 千円)

起債の目的	補		正		後	
	限度額	起債の方法	償還の方法	限度額	起債の方法	償還の方法
県立病院機構貸付金	555,300	証書借入又は証券発給	年8.0%以内 元利均等返済	549,300	証書借入又は証券発給	年8.0%以内 元利均等返済

(号 外-21)

繰

上

口

口

日

平成29年3月31日

起債の目的	補		正		後	
	限度額	起債の方法	償還の方法	限度額	起債の方法	償還の方法
港湾整備事業	1,357,200	証書借入又は証券発給	年8.0%以内 元利均等返済	946,000	証書借入又は証券発給	年8.0%以内 元利均等返済

第2表 繰上費 (単位 千円)

款	項	補正額	補正前の額	計
1	港湾整備事業費	△201,516	3,524,468	3,322,952
	歳出	△201,516	3,524,468	3,322,952
	歳入	△201,516	3,524,468	3,322,952
	歳入出	△201,516	3,524,468	3,322,952
	款	補正額 <td>補正前の額</td> <td>計</td>	補正前の額	計
	1 港湾整備事業費	△201,516	3,524,468	3,322,952

第3表 地方債補正 (単位 千円)

起債の目的	補		正		後	
	限度額	起債の方法	償還の方法	限度額	起債の方法	償還の方法
港湾整備事業	1,357,200	証書借入又は証券発給	年8.0%以内 元利均等返済	946,000	証書借入又は証券発給	年8.0%以内 元利均等返済

行	利率見直し等半年賦し方式で30年以内借り入れられたし、資金に特別な借利率の先と協定を行った後、当該見直し率による。	行	利率見直し等半年賦し方式で30年以内借り入れられたし、資金に特別な借利率の先と協定を行った後、当該見直し率による。
---	---	---	---

平成28年度就農支援資金特別会計補正予算 (第1号)

平成28年度山口県の就農支援資金特別会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ25,116千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51,916千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

款	入	項	補正額	補正前の額	計
2 繰入金		1 他会計繰入金	△516	1,059	543
			△516	1,059	543
3 繰越金		1 繰越金	△28,830	53,026	24,196
			△28,830	53,026	24,196
4 諸収入		1 貸付金元利収入	4,230	22,947	27,177
			4,230	22,947	27,177
		2 雑収入	△26	60	34
			△25,116	77,032	51,916
歳入	計				
1 就農支援資金		1 就農支援資金	△25,116	77,032	51,916
			△25,116	77,032	51,916
歳出	計				
		1 就農支援資金	△25,116	77,032	51,916
			△25,116	77,032	51,916

平成28年度電気事業会計補正予算 (第2号)

(総則)

第1条 平成28年度山口県の電気事業会計の補正予算 (第2号) は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成28年度電気事業会計予算 (以下「予算」という。) 第2条第1号中「154,703,000KWH」を「169,265,000KWH」に改める。

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科	目	収入	支出	補正予定額	既決予定額	計
第1款	電気事業収益	85,828千円	1,719,513千円	1,805,341千円		
第1項	営業収益	93,769千円	1,674,607千円	1,768,376千円		
第2項	附帯事業収益	△3,514千円	26,659千円	23,145千円		
第3項	財務収益	△4,056千円	8,320千円	4,264千円		
第4項	事業外収益	△371千円	9,924千円	9,553千円		
第2款	電気事業費用	△788千円	1,507,634千円	1,506,846千円		
第1項	営業費用	△7,778千円	1,384,114千円	1,376,336千円		
第2項	附帯事業費用	△1,933千円	20,121千円	18,188千円		
第4項	事業外費用	8,920千円	72,584千円	81,504千円		
第5項	特別損失	3千円	3千円	6千円		
第4条	予算第4条中「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,907,519千円は、過年度分損益勘定留保資金2,706,026千円、減債積立金170,848千円、当年度資本的収支調整額30,645千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,873,558千円は、当年度分損益勘定留保資金234,973千円、過年度分損益勘定留保資金2,290,930千円、減債積立金170,848千円、中小水力発電開発改良積立金138,119千円及び当年度資本的収支調整額38,688千円で補てんするものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。					
科	目	収入	支出	補正予定額	既決予定額	計
第3款	資本的収入	△119,349千円	1,781,517千円	1,662,168千円		

千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,868,906千円は、過年度分損益勘定留保資金3,579,047千円、減債積立金1,061,392千円及び当年度資本的収支調整額228,467千円で補てんするものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	収 入		支 出		計
	補正予定額	既決予定額	補正予定額	既決予定額	
第3款 資本的収入	△272,963千円	2,113,398千円	△200,000千円	1,500,000千円	1,840,435千円
第1項 企業債	△200,000千円	1,500,000千円	163,306千円	175,846千円	1,300,000千円
第4項 資本剰余金			△236,269千円	437,551千円	339,152千円
第6項 雑収入					201,282千円
計					

科 目	補 出		計	
	補正予定額	既決予定額	補正予定額	既決予定額
第4款 資本的支出	△241,271千円	6,950,612千円	△241,271千円	6,709,341千円
第1項 建設費	△103千円	628,069千円	△103千円	627,966千円
第2項 改良費	△243,670千円	3,673,464千円	△243,670千円	3,429,794千円
第4項 償還金	2,532千円	1,637,078千円	2,532千円	1,639,610千円
第6項 補助金返還金	△30千円	2,000千円	△30千円	1,970千円
計				

第5条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。

起 債 の 目 的	補 前		補 正		後 償還の方法
	限度額	償還の方法	限度額	利率	
周南工業用水道改良資金	千円 150,000	30年以内 に毎年元 均等又は 元金均等 に償還す る。ただし 借入後特 別は、借 入先と条 件による。	千円 50,000	年8.0% 以内 ただし、 借入後特 別は、借 入先と条 件による。	30年以内 に毎年元 均等又は 元金均等 に償還す る。ただし 借入後特 別は、借 入先と条 件による。
佐波川工業用水道改良資金	100,000	30年以内 に毎年元 均等又は 元金均等 に償還す る。ただし 借入後特 別は、借 入先と条 件による。	100,000	年8.0% 以内 ただし、 借入後特 別は、借 入先と条 件による。	30年以内 に毎年元 均等又は 元金均等 に償還す る。ただし 借入後特 別は、借 入先と条 件による。
厚東川工業用水道改良資金	600,000	30年以内 に毎年元 均等又は 元金均等 に償還す る。ただし 借入後特 別は、借 入先と条 件による。	500,000	年8.0% 以内 ただし、 借入後特 別は、借 入先と条 件による。	30年以内 に毎年元 均等又は 元金均等 に償還す る。ただし 借入後特 別は、借 入先と条 件による。
厚狭川工業用水道改良資金	250,000	30年以内 に毎年元 均等又は 元金均等 に償還す る。ただし 借入後特 別は、借 入先と条 件による。	250,000	年8.0% 以内 ただし、 借入後特 別は、借 入先と条 件による。	30年以内 に毎年元 均等又は 元金均等 に償還す る。ただし 借入後特 別は、借 入先と条 件による。
木屋川工業用水道改良資金	400,000	30年以内 に毎年元 均等又は 元金均等 に償還す る。ただし 借入後特 別は、借 入先と条 件による。	400,000	年8.0% 以内 ただし、 借入後特 別は、借 入先と条 件による。	30年以内 に毎年元 均等又は 元金均等 に償還す る。ただし 借入後特 別は、借 入先と条 件による。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3項 資本剰余金	支 出		計	
	補正予定額	既決予定額	補正予定額	既決予定額
第5項 雑収入	△90,555千円	96,315千円	△90,555千円	5,760千円
第4款 資本的支出	△153,310千円	4,689,036千円	△153,310千円	4,535,726千円
第1項 建設費	△28,939千円	211,000千円	△28,939千円	182,061千円
第2項 改良費	△124,371千円	304,087千円	△124,371千円	179,716千円
計				

平成28年度工業用水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)
第1条 平成28年度山口県の工業用水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。
(業務の定量)
第2条 平成28年度工業用水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条第1号中「579,769,650㎡」を「579,751,400㎡」に改める。

(収益的収入及び支出)
第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	収 入		支 出		計
	補正予定額	既決予定額	補正予定額	既決予定額	
第1款 工業用水道事業収益	96,670千円	6,809,160千円	96,670千円	6,905,830千円	6,905,830千円
第1項 営業収益	109,012千円	6,264,197千円	109,012千円	6,373,209千円	6,373,209千円
第2項 営業外収益	△12,342千円	544,960千円	△12,342千円	532,618千円	532,618千円
計					
第2款 工業用水道事業費用	△73,620千円	5,916,005千円	△73,620千円	5,842,385千円	5,842,385千円
第1項 営業費用	△125,817千円	5,503,085千円	△125,817千円	5,377,268千円	5,377,268千円
第2項 営業外費用	52,191千円	402,917千円	52,191千円	455,108千円	455,108千円
第5項 特別損失	6千円	3千円	6千円	9千円	9千円
計					

第4条 予算第4条中「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,837,214千円は、過年度分損益勘定留保資金4,553,520千円及び当年度資本的収支調整額283,694

第6条 予算第9条中「職員給与費709,770千円」を「職員給与費706,198千円」に改める。

平成二十九年三月三十一日
印刷發行

發行人所

山口県知事
山口市

